

静岡県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

静岡県

本県農業が成長産業として発展していくためには、将来にわたって農業経営を継続できる持続可能な農業経営体などの担い手を核とした力強い農業構造を構築していくことが重要である。

そのため、担い手の農業経営の規模拡大、省力化・低コスト化を支援し、農地の担い手への面的な集積を進めるとともに、優良な農地の確保を図る。

静岡県は、農地中間管理事業の推進に関する法律第3条に基づき、静岡県において、担い手が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について、基本方針を定める。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積

| | 現在 (令和6年度) | 目標 (令和17年度) |
|------------------------------|---------------|----------------|
| 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積 | 27,243ha | 31,500ha |

※担い手への農地集積率65%を目指した目標値

2 1の目標以外の農地の中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

担い手に対する農用地の集約を進めるため、担い手間の調整や区画整理等を行い、県、市町、農業委員会及び農業協同組合等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃ぶんさんさくほの状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進や経営規模拡大を目指す経営体等の誘致活動等を推進する。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理事業は、市町が策定する農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の区域を重点的に実施する区域とし、地域計画の達成に資するように効率的かつ効果的に実施する。
- (2) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。

- (3) 機構は、市町の区域を越えて地域外から農用地等の借受け等を希望する者の情報や意向の把握に努め、市町の求めに応じて当該情報や意向を提供する。

4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構は、市町に農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）の案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 機構は、地域計画の区域内の農用地等について地域計画の達成に資するよう促進計画を定めることを基本とする。また、地域計画の区域外であっても、農業委員会から要請があった場合又は促進計画案の提出があった場合には、必要性等を勘案して促進計画を定める。
- (3) 機構は、農地中間管理事業に係る業務を委託することが適当な場合には、市町、農業協同組合等に委託する。
- (4) 県は、賃借権の設定等（農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に定めるもの）を受ける者が、地域計画に農業を担う者として位置づけられている場合に、促進計画を認可することを基本とする。
- (5) 農地中間管理事業の実施にあたっては、電算化による効率的な執行に努めるものとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及

県や市町等で実施する研修会や、農業者等による協議の場における地域の話合い等において、地域の関係者に担い手への農用地の集積・集約化の機運向上を図るとともに、農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

6 県、市町、機構及び関係団体等の連携及び協力

農地中間管理事業の円滑な実施を図るため、県、市町、機構、農業委員会、農業協同組合、土地改良事業団体連合会、日本政策金融公庫等が連携し、必要に応じ、農地中間管理事業を推進する会議を設け、会議において各組織の役割分担を明確にするとともに、連携して担い手への農用地の集積・集約化を図る。

7 その他農地中間管理事業の推進に関する事項

4 のほか、農地中間管理事業の実施方法は、機構が作成する農地中間管理事業規程に定めるものとする。

平成 26 年 3 月 作成

令和元年 11 月 改正

令和 5 年 5 月 改正

令和 8 年 3 月 改正